

印旛郡市広域市町村圏事務組合

監査委員 越川芳勝

監査委員 佐渡 齊



定期監査の結果報告について

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項および第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

定期監査報告書

- 1 監査の期日 平成28年11月8日
- 2 監査の場所 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部会議室
- 3 監査の対象 平成28年4月1日から平成28年9月30日迄の間の財務事務等の執行について
事務局（管理課、企画課）
水道企業部（業務課、工務課）
- 4 監査の主眼及び方法
予算の計画的かつ効率的な執行及び契約事務の公正な執行を主眼として、主に出納及び契約状況等について監査を実施した。
- 5 監査の結果 関係法令や予算に基づき適切に執行されているか監査を実施した結果は、次のとおりである。
(事務局)
概ね適正に処理されているものと認められた。
(水道企業部)
概ね適正に処理されているものと認められた。